

に、髮の末をそぎたるを、うなること云たぐひ也。

〔新撰字鏡〕影徒聊反、小兒髮、目佐志。

〔倭名類聚抄二〕老幼髻髮 後漢書注云、髻髮上音退、上音迢、原作召反、據一本、改和名字。奈為俗用、謂之

童子垂髮也、同

〔箋注倭名類聚抄一〕男女新撰字鏡、髮大欠反、上髮至肩垂貌、字奈井、萬葉集用童子、童兒、童女等字、按

字奈井、蓋項居之義、髮至項之謂也、然則字奈井、比之和良波稍長、而猶未結髮也、蓋謂十三四歲者

略○中 後漢書注九十卷、唐章懷太子賢、命劉訥言格希言等注、所引伏誥傳注文、

〔新撰字鏡〕影髻太欠反、上、髮至

〔書言字考節用集四〕人倫髻韻會、童子、垂髮之稱童兒萬葉垂髮同上

〔倭訓栞前編〕四うなる 萬葉集に、童女髻髮などをよみ、新撰字鏡には髻をよめり、和名抄に俗用

垂髮二字と見え、宗祇の説に、十二三までをいふといへり、項居の義、髮をあげねば項にある意な

るべし、男女を通じて歌にもよめり、續日本紀に弱兒をうなるごとよめり、うなるをとめといふ

も同じ、略○中

うなるばなり 萬葉集に、放髮卅、又童放をよめり、稱未著冠女と注せり、うなるは項居の義、はな

ちの髮ともいふ意也、されば八歳子となりては、きらで長からしむ、それより十四五歳と成て、男

するまでも垂てのみあれば、なほもうなるばなりとも、わらはともいへり、

〔萬葉集十六〕有由、綠井、雜歌古歌曰

橘寺之長屋爾、吾率宿之、童女波奈理波、髮上都良武可、

右歌、椎野連長年脉、説脉、恐曰、夫、寺家之屋者、不有俗人寢處、亦僞若冠女曰、放髮卅矣、然則腹句已

云、放髮卅者、尾句不可重云、著冠之辭哉、